

徳島県告示第十八号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定を解除したいので、同条第二項において準用する同条例第十四条第三項の規定により次のとおり告示し、令和六年一月十二日から同年二月十日までの間、指定の解除の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定の解除をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

令和六年一月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除しようとする区域

那賀郡那賀町川俣字谷山七の五、二〇、二三の七、二三の一五、二三の一六及び二九

の三

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七〇・八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部スマート林業課森林企画担当

電話番号 。八八・六二一・二四八二